

平成28年第3回墨田区議会定例会提出予定案件

予算

- 1 平成28年度墨田区一般会計補正予算

条例

- 1 墨田区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 2 墨田区議会等の調査及び公聴会に出頭する者の費用弁償条例の一部を改正する条例
- 3 墨田区社会福祉会館条例の一部を改正する条例
- 4 すみだ女性センター条例の一部を改正する条例
- 5 墨田区議会議員及び墨田区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
- 6 墨田区みどりコミュニティセンター条例の一部を改正する条例
- 7 墨田区地域プラザ条例の一部を改正する条例
- 8 墨田区地域集会所設置条例の一部を改正する条例
- 9 墨田区地域集会所の管理運営に関する条例の一部を改正する条例
- 10 すみだスポーツ健康センター条例の一部を改正する条例
- 11 すみだ健康ハウス条例の一部を改正する条例
- 12 すみだリバーサイドホール条例の一部を改正する条例
- 13 すみだトリフォニーホール条例の一部を改正する条例
- 14 墨田区立学校施設使用条例の一部を改正する条例
- 15 墨田区立校外学園条例の一部を改正する条例
- 16 墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例
- 17 すみだ生涯学習センター条例の一部を改正する条例
- 18 墨田区総合体育館の管理運営に関する条例の一部を改正する条例
- 19 墨田区営運動場条例の一部を改正する条例
- 20 両国屋内プール条例の一部を改正する条例
- 21 スポーツプラザ梅若条例の一部を改正する条例
- 22 墨田区東墨田会館条例の一部を改正する条例
- 23 すみだ産業会館条例の一部を改正する条例
- 24 すみだ中小企業センター条例を廃止する条例
- 25 墨田区客引き行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例
- 26 墨田区自転車の利用秩序及び自転車駐車場の整備に関する条例の一部を改正する条例
- 27 墨田区立公園条例の一部を改正する条例
- 28 墨田区認定こども園条例

29 墨田区保育所条例の一部を改正する条例

契約

- 1 旧西吾孺小学校及び旧曳舟中学校解体工事請負契約
- 2 旧鐘淵中学校解体工事請負契約
- 3 吾孺第二中学校既存校舎解体工事請負契約
- 4 すみだ生涯学習センター本館外壁改修その他工事請負契約
- 5 物品の買入れについて
- 6 物品の買入れについて
- 7 物品の買入れについて

その他

- 1 墨田区立緑図書館、墨田区立立花図書館及び墨田区立八広図書館の指定管理者の指定について

報告

- 1 平成27年度墨田区一般会計歳入歳出決算
- 2 平成27年度墨田区国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- 3 平成27年度墨田区介護保険特別会計歳入歳出決算
- 4 平成27年度墨田区後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

平成 2 8 年第 3 回墨田区議会定例会提出予定案件概要

<条例>

1 墨田区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

諸般の情勢に鑑み、月額報酬の支給方法について、病気等により暦月で 1 月職責を果たさなかった委員に係る報酬を支給しないこととするとともに、死亡した委員に対し日割り計算により報酬を支給することができるよう改める。

(2) 施行期日

公布の日

2 墨田区議会等の調査及び公聴会に出頭する者の費用弁償条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

諸般の情勢に鑑み、議会に係る費用弁償の規定を削り、題名を改めるほか、費用弁償の対象に選挙の効力に関し選挙管理委員会が関係人に出頭要求した場合等を加えるとともに、費用弁償の種類等を明確化する。

(2) 施行期日

公布の日

3 墨田区社会福祉会館条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

受益者負担の適正化を図るため、使用料の額（上限額）を次のように改定するとともに、新たに区民外料金を設けるほか、所要の規定整備をする。

区	分	使用料（ 1 時間につき ）	
ホ	ー	800 円	880 円
講	習	250 円	270 円
和	室	250 円	270 円
設	備 及	500 円	550 円
び	器 具		

区民外料金の額（上限額）は、上記金額の 1 . 5 倍の額とする。

(2) 施行期日

平成 2 9 年 4 月 1 日

4 すみだ女性センター条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

受益者負担の適正化を図るため、使用料の額（上限額）を次のように改定

する。

区 分	使 用 料					
	午 前		午 後		夜 間	
ホ ー ル	4,600 円	5,000 円	5,400 円	5,900 円	5,400 円	5,900 円
第 一 会 議 室	2,000 円	2,200 円	2,200 円	2,400 円	2,200 円	2,400 円
第 二 会 議 室	2,000 円	2,200 円	2,200 円	2,400 円	2,200 円	2,400 円
第 三 会 議 室	2,000 円	2,200 円	2,200 円	2,400 円	2,200 円	2,400 円
和 室	2,000 円	2,200 円	2,200 円	2,400 円	2,200 円	2,400 円
付 帯 設 備	1,000 円 (据置き)		1,000 円 (据置き)		1,000 円 (据置き)	

(2) 施行期日

平成 2 9 年 4 月 1 日

5 墨田区議会議員及び墨田区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

公職選挙法施行令の一部改正 (28.4.8 公布、同日施行) に伴い、区議会議員及び区長の選挙における選挙運動用自動車の使用に係る公費負担の限度額等を引き上げる。

(2) 施行期日等

公布の日 (この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する。)

6 墨田区みどりコミュニティセンター条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

受益者負担の適正化を図るため、利用料金の額 (上限額) を次のように改定するとともに、新たに区民外料金を設ける。

区 分	利 用 料 金					
	午 前		午 後		夜 間	
集 会 室	2,200 円	2,400 円	2,900 円	3,100 円	2,900 円	3,100 円
会 議 室	2,200 円	2,400 円	2,900 円	3,100 円	2,900 円	3,100 円
和 室	5,500 円	6,000 円	6,600 円	7,200 円	6,600 円	7,200 円
発 声 練 習 室	900 円 (据置き)		1,000 円	1,100 円	1,000 円	1,100 円
多 目 的	貸切りの場合		6,600 円	7,200 円	7,900 円	8,600 円
ホ ー ル	貸切りの場合		1 回、2 時間以内		一般	220 円
					中学生以下	240 円
					100 円	110 円
ス タ ジ オ	貸切りの場合		3,400 円	3,700 円	4,000 円	4,400 円
	貸切りの場合		1 回、2 時間以内		一般	220 円
					中学生以下	240 円
					100 円	110 円
ト レ ー ニ ン グ 室	1 回、2 時間以内				220 円	240 円

付 帯 設 備	1件、1回につき	1,500円	1,600円
---------	----------	--------	--------

一部の施設等を除き、区民外料金の額（上限額）は、上記金額の1.5倍の額とする。

(2) 施行期日

平成29年4月1日

7 墨田区地域プラザ条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

受益者負担の適正化を図るため、利用料金の額（上限額）を次のように決定する。

ア 八広地域プラザ

(ア) 本館

区 分	利 用 料 金					
	午 前		午 後		夜 間	
大 会 議 室	2,400円	2,600円	3,100円	3,400円	3,100円	3,400円
中 会 議 室	1,700円	1,850円	2,200円	2,400円	2,200円	2,400円
楽 屋	700円	750円	700円	750円	700円	750円
相 談 室	400円	440円	500円	550円	500円	550円
工 作 室	1,300円	1,400円	1,500円	1,650円	1,500円	1,650円
調 理 室	2,000円	2,200円	2,400円	2,600円	2,400円	2,600円
多 目 的 ホール	3,900円	4,250円	4,600円	5,050円	4,600円	5,050円
音 楽 スタジオ	2,000円	2,200円	2,200円	2,400円	2,200円	2,400円
付 帯 設 備	1件、1回につき				1,000円	1,100円

(イ) 屋内運動場

区 分	利 用 料 金					
	午前9時から午後6時まで		午後6時から午後9時まで			
体 育 館	1時間につき	220円	240円	1時間につき	380円	410円
トレーニング室	1回2時間以内			220円	240円	

(ウ) 多目的運動場

区 分	利 用 料 金						
	平 日		土 曜 日 ・ 日 曜 日 ・ 休 日				
全 面 利 用	フットサル利用	1時間につき	4,000円	4,400円	1時間につき	5,000円	5,500円
	フットサル利用以外	1時間につき	1,400円	1,500円	1時間につき	1,800円	1,900円
半 面 利 用	1時間につき	700円	750円	1時間につき	900円	950円	
付 帯 設 備	夜 間 照 明	1時間につき				400円(据置き)	
	そ の 他	1件、1回につき				1,000円	1,100円

イ 本所地域プラザ

区 分	利 用 料 金					
	午 前		午 後		夜 間	
会 議 室	2,400 円	2,600 円	3,100 円	3,400 円	3,100 円	3,400 円
小 会 議 室	1,700 円	1,850 円	2,200 円	2,400 円	2,200 円	2,400 円
学 び 合 い 体 験 室	1,300 円	1,400 円	1,500 円	1,650 円	1,500 円	1,650 円
調 理 室	2,000 円	2,200 円	2,400 円	2,600 円	2,400 円	2,600 円
多 目 的 ホ ー ル	4,200 円	4,600 円	4,900 円	5,350 円	4,900 円	5,350 円
ス タ ジ オ	2,000 円	2,200 円	2,200 円	2,400 円	2,200 円	2,400 円
和 室	2,400 円	2,600 円	3,100 円	3,400 円	3,100 円	3,400 円
イ ベ ン ト ス ペ ー ス A	2,400 円	2,600 円	3,100 円	3,400 円	3,100 円	3,400 円
イ ベ ン ト ス ペ ー ス B	1,700 円	1,850 円	2,200 円	2,400 円	2,200 円	2,400 円
ト レ ー ニ ン グ 室	1 回 2 時 間 以 内				220 円	240 円
付 帯 設 備	1 件、1 回 に つ き				1,000 円	1,100 円

(2) 施行期日

平成 2 9 年 4 月 1 日

8 墨田区地域集会所設置条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

すみだ中小企業センターの廃止に伴い、西あずま集会所を廃止する。

(2) 施行期日等

平成 2 9 年 4 月 1 日

あわせて、墨田区地域集会所の管理運営に関する条例の規定整備をする。

9 墨田区地域集会所の管理運営に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

受益者負担の適正化を図るため、利用料金及び使用料の額（上限額）を次のように改定する。

ア 貸切りの場合

区 分 名 称	利 用 料 金 (1 室 に つ き)					
	午 前		午 後		夜 間	
立 川 集 会 所	1,700 円	1,800 円	2,200 円	2,400 円	2,200 円	2,400 円
寺 島 集 会 所	1,700 円	1,800 円	2,200 円	2,400 円	2,200 円	2,400 円
千 歳 集 会 所	2,400 円	2,600 円	3,100 円	3,400 円	3,100 円	3,400 円
八 広 中 央 集 会 所	2,400 円	2,600 円	3,100 円	3,400 円	3,100 円	3,400 円
曳 舟 集 会 所	2,400 円	2,600 円	3,100 円	3,400 円	3,100 円	3,400 円
西 あ ず ま 集 会 所	〔 廃 止 予 定 〕					

押上集会所	2,400円	2,600円	3,100円	3,400円	3,100円	3,400円
東向島集会所	2,400円	2,600円	3,100円	3,400円	3,100円	3,400円
八広一丁目集会所	2,400円	2,600円	3,100円	3,400円	3,100円	3,400円
東墨田うめぞの集会所	2,400円	2,600円	3,100円	3,400円	3,100円	3,400円
横川三丁目集会所	2,400円	2,600円	3,100円	3,400円	3,100円	3,400円
江東橋集会所	2,400円	2,600円	3,100円	3,400円	3,100円	3,400円
一寺言問集会所	2,400円	2,600円	3,100円	3,400円	3,100円	3,400円
業平三丁目集会所	2,400円	2,600円	3,100円	3,400円	3,100円	3,400円
立花四丁目集会所	2,400円	2,600円	3,100円	3,400円	3,100円	3,400円
京島第一集会所	2,400円	2,600円	3,100円	3,400円	3,100円	3,400円
京島第二集会所	2,400円	2,600円	3,100円	3,400円	3,100円	3,400円
なりひら神明橋集会所	2,400円	2,600円	3,100円	3,400円	3,100円	3,400円
太平四丁目集会所	2,400円	2,600円	3,100円	3,400円	3,100円	3,400円
東駒形集会所	2,400円	2,600円	3,100円	3,400円	3,100円	3,400円
梅若橋集会所	2,400円	2,600円	3,100円	3,400円	3,100円	3,400円
横川集会所	2,400円	2,600円	3,100円	3,400円	3,100円	3,400円

イ 貸切りでない場合

名 称	種 別	利 用 料 金
業平三丁目集会所	トレーニング室	1回、2時間以内 220円 240円

ウ その他の集会所

区 分 名 称	使 用 料 (1 室 に つ き)					
	午 前		午 後		夜 間	
東あずま公園集会所	1,700円	1,800円	2,200円	2,400円	2,200円	2,400円

(2) 施行期日

平成29年4月1日

10 すみだスポーツ健康センター条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

受益者負担の適正化を図るため、利用料金の額(上限額)を次のように改定するほか、所要の規定整備をする。

ア 温水プール施設等

区 分	単 位	利 用 料 金
温水プール施設	一 般	1 回 1,000円 1,100円
	小学生及び中学生	1 回 500円 550円
	学齢に達しない者及び規則で定める者	1 回 無料(据置き)
トレーニング室	一 般	1 回 2時間以内 220円 240円

イ 駐車場

区 分	利 用 料 金 (1 台 に つ き)		
30分以内の利用の場合	無料(据置き)		
30分を超える利用の場合	3時間まで	500円	550円
	以後1時間までごとに	100円	110円

(2) 施行期日

平成29年4月1日

11 すみだ健康ハウス条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

受益者負担の適正化を図るため、利用料金の額(上限額)を次のように改定する。

区 分	利 用 時 間	利 用 料 金	
一 般	午前9時から午後9時まで(温水使用施設にあっては、午前10時から午後8時まで)	700円	770円
小学生及び中学生		300円	330円

(2) 施行期日

平成29年4月1日

12 すみだリバーサイドホール条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

受益者負担の適正化を図るため、使用料の額(上限額)を次のように改定する。

区 分	使 用 料						
	午 前	午 後	夜	間			
イベント ホ ール	平 日	33,900円	37,200円	59,400円	65,300円	79,100円	87,000円
	土曜日	40,600円	44,600円	71,100円	78,200円	94,800円	104,200円
	日曜日						
	休 日						
会 議 室	3,700円	4,000円	4,300円	4,700円	4,300円	4,700円	
ミニシア ター	平 日	1時間につき				2,700円	2,900円
	土曜日	1時間につき				3,200円	3,500円
	日曜日						
	休 日						
ギャラリー	7日につき	341,300円		1日につき	53,600円		
付 帯 設 備	1件、1回につき					10,000円(据置き)	

(2) 施行期日

平成29年4月1日

13 すみだトリフォニーホール条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

受益者負担の適正化を図るため、利用料金の額（上限額）を次のように改定するとともに、新たに区民外料金を設ける。

区 分	利 用 料 金							
	午 前		午 後		夜 間		全 日	
大ホール	248,000円	272,000円	292,000円	321,000円	471,000円	518,000円	915,000円	1,006,000円
	【前半日（午前9時～午後1時）】				322,000円		354,000円	
	【後半日（午後2時～午後10時）】				512,000円		563,000円	
小ホール	12,000円	13,000円	22,000円	24,000円	35,000円	38,000円	58,000円	63,000円
練習室	2,400円	2,600円	3,600円	3,900円	4,800円	5,200円	10,800円	11,700円
楽 屋	2,000円	2,200円	3,000円	3,300円	4,000円	4,400円	9,000円	9,900円
	【前半日（午前9時～午後1時）】				3,000円		3,300円	
	【後半日（午後2時～午後10時）】				6,000円		6,600円	
付帯設備	1件、1回につき						20,000円（据置き）	

一部の施設等を除き、区民外料金の額（上限額）は、上記金額の1.3倍の額とする。

(2) 施行期日

平成29年4月1日

14 墨田区立学校施設使用条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

受益者負担の適正化を図るため、使用料の額（上限額）を次のように改定するとともに、新たに区民外料金を設ける。

区 分	使 用 料 （ 1 時 間 に つ き ）				
	昼 間		夜 間		
屋 内 運 動 場	220円	240円	380円	410円	
教室（1教室につき）	80円（据置き）		160円	170円	
校 庭	190円	200円	310円	340円	
集 会 施 設	大	930円	1,020円	1,060円	1,160円
	小	190円	200円	210円	230円
柔 道 場	350円	380円	460円	500円	
剣 道 場	350円	380円	460円	500円	

区民外料金の額（上限額）は、上記金額の1.5倍の額とする。

(2) 施行期日

平成29年4月1日

15 墨田区立校外学園条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

受益者負担の適正化を図るため、使用料の額（上限額）を次のように改定

するとともに、新たに区民外料金を設ける。

1人、1泊 800円 880円

区民外料金の額（上限額）は、上記金額の1.5倍の額とする。

(2) 施行期日

平成29年4月1日

16 墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正（28.6.21 公布、同日施行）を踏まえ、次のとおり介護補償額を改定するほか、傷病補償年金又は休業補償と厚生年金保険法等による年金たる給付との調整について所要の規定整備をする。

区 分	常時介護を要する場合		随時介護を要する場合	
	現 行	改正案	現 行	改正案
(1) 介護に要する費用を支出して介護を受けたとき（他人介護）。【上限】	104,570円	104,950円	52,290円	52,480円
(2) 親族等による介護を受けたとき（家族介護）。【最低保障】	56,790円	57,030円	28,400円	28,520円

(2) 施行期日等

公布の日から施行し、本年4月1日から適用する。

17 すみだ生涯学習センター条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

受益者負担の適正化を図るため、使用料の額（上限額）を次のように改定するとともに、新たに区民外料金を設ける。

ア ホール等

区 分	使 用 料						
	午 前	午 後	夜 間	午 前	午 後	夜 間	午 前
本館	ホール	9,900円	10,800円	11,700円	12,800円	11,700円	12,800円
	ドーム	6,200円	6,800円	7,200円	7,900円	7,200円	7,900円
	リハーサル室	3,800円	4,100円	4,500円	4,900円	4,500円	4,900円
	陶芸室	1,300円	1,400円	1,400円	1,500円	1,400円	1,500円
	創作活動室（第1）	2,600円	2,800円	3,100円	3,400円	3,100円	3,400円
	創作活動室（第2）	2,100円	2,300円	2,500円	2,700円	2,500円	2,700円
	研修室	2,600円	2,800円	3,100円	3,400円	3,100円	3,400円
施	和室（第1）	2,200円	2,400円	2,600円	2,800円	2,600円	2,800円

設	和室（第2）	2,200円	2,400円	2,600円	2,800円	2,600円	2,800円
	視聴覚室	3,100円	3,400円	3,700円	4,000円	3,700円	4,000円
	視聴覚スタジオ	2,000円	2,200円	2,200円	2,400円	2,200円	2,400円
	音楽スタジオ	1,200円	1,300円	1,300円	1,400円	1,300円	1,400円
	編集調整室	1,400円	1,500円	1,500円	1,600円	1,500円	1,600円
	付帯設備	1件、1回につき				3,000円（据置き）	
別館施設	講習室	1,400円	1,500円	1,700円	1,800円	1,700円	1,800円
	茶室	900円	950円	1,000円	1,100円	1,000円	1,100円
	音楽室	650円	700円	750円	800円	750円	800円
	ピアノ室	2時間につき				130円	140円
	多目的室	1,500円	1,600円	1,800円	1,900円	1,800円	1,900円
	和室	650円	700円	750円	800円	750円	800円
	付帯設備	1件、1回につき				500円（据置き）	

イ 駐車場

区分	使用料（1台につき）
30分以内の使用の場合	無料（据置き）
30分を超える使用の場合	最初の30分を除き、30分までごとに100円（据置き）

一部の施設等を除き、区民外料金の額（上限額）は、上記金額の1.5倍の額とする。

（2）施行期日

平成29年4月1日

18 墨田区総合体育館の管理運営に関する条例の一部を改正する条例

（1）改正理由及び内容

受益者負担の適正化を図るため、利用料金の額（上限額）を次のように改定するとともに、新たに区民外料金を設ける。

ア 貸切りの場合

施設区分			利用単位	利 用 料 金			
				午前9時から午後6時まで		午後6時から午後10時30分まで	
メインアリーナ	アリーナ	平日	1 回 3 時 間 以 上	23,000円	25,300円	40,000円	44,000円
		土曜日 日曜日 休日		32,000円	35,200円	40,000円	44,000円
	観客席	固定席		4,800円	5,280円	6,400円	7,040円
		可動席		2,300円	2,530円	3,000円	3,300円
サブアリーナ	アリーナ	平日		11,500円	12,650円	20,000円	22,000円
		土曜日 日曜日 休日		16,000円	17,600円	20,000円	22,000円

	観客席（固定席）		2,000円	2,200円	2,600円	2,860円
武 道 場	平 日	1 1 時 以 内	7,200円	7,920円	14,000円	15,400円
			14,000円		15,400円	
	アーチェリー利用		3,000円	3,300円		
	多 目 的 競 技 場		平 日	8,000円	8,800円	10,000円
10,000円		11,000円				
多 目 的 広 場	平 日	1 1 時 以 内	8,000円	8,800円	10,000円	11,000円
			10,000円		11,000円	
土 曜 日 日 曜 日 休 日						
会 議 室			1,300円	1,430円		
規則で定めるその他の施設 （ 1 m ² 当 た り ）		15円		16.5円		

イ 貸切りでない場合

施 設 区 分	利用単位	利 用 料 金			
		一 般		中学生以下及び規則 で 定 め る 者	
プール及びトレーニング室	1 回 2 時 以 内	500円	550円	250円	270円
多目的競技場（アーチェリー利用）及びランニングコース	1 回 2 時 以 内	300円	330円	150円	160円

ウ 付帯設備

1種、1時間以内につき 2,000円（据置き）

エ 駐車場

30分までごとに 200円（据置き）

一部の施設等を除き、区民外料金の額（上限額）は、上記金額の1.5倍の額とする。

（2）施行期日

平成29年4月1日

19 墨田区営運動場条例の一部を改正する条例

（1）改正理由及び内容

受益者負担の適正化を図るため、使用料の額（上限額）を次のように改定するとともに、新たに区民外料金を設ける。

区 分	使 用 料
テニス・コート	平 日 1面、1時間以内 800円 880円
	土曜日・日曜日・休日 1面、1時間以内 950円 1,040円
野 球 場	平 日 1面、2時間以内 950円 1,040円
	土曜日・日曜日・休日 1面、2時間以内 1,050円 1,150円

競 技 場		1 面、2 時間以内	1,800 円	1,980 円	
球 技 場	平 日	1 面、2 時間以内	950 円	1,040 円	
	土曜日・日曜日・休日	1 面、2 時間以内	1,050 円	1,150 円	
屋 内 運 動 場	貸切りの場合	午前9時から 午後6時まで	1 回、1 時間	220 円 240 円	
		午後6時から 午後9時まで	1 回、1 時間	380 円 410 円	
	貸切りでない 場 合	一 般	1人、1回、2時間 以 内	160 円	170 円
		中学生以下	1人、1回、2時間 以 内	50 円 (据置き)	
フィールド・ハ ウス内集会室		1 回、4 時間以内	2,200 円	2,420 円	
付 属 設 備 ・ 器 具		1 件、1 回	1,000 円 (据置き)		

照明 (テニス・コート) 1 面、1 時間以内につき 400 円 (据置き)

一部の施設等を除き、区民外料金の額 (上限額) は、上記金額の 1.5 倍の額とする。

(2) 施行期日

平成 29 年 4 月 1 日

20 両国屋内プール条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

受益者負担の適正化を図るため、利用料金の額 (上限額) を次のように改定するとともに、新たに区民外料金を設ける。

ア 貸切りの場合

区 分	単 位	利 用 料 金
平 日	1 コース、1 回、2 時間以内	2,000 円 2,200 円
	全コース、1 回、2 時間以内	12,100 円 13,310 円
	全コース、全日 (午前 9 時から午後 9 時まで)	60,500 円 66,550 円
土曜日 日曜日 休 日	1 コース、1 回、2 時間以内	2,300 円 2,530 円
	全コース、1 回、2 時間以内	14,600 円 16,060 円
	全コース、全日 (午前 9 時から午後 9 時まで)	73,000 円 80,300 円

イ 貸切りでない場合

区 分	単 位	利 用 料 金
一 般	1 回	380 円 410 円
中学生以下及び区内に住所 を有する 65 歳以上の者	1 回	100 円 (据置き)
規 則 で 定 め る 者	1 回	無料 (据置き)

ウ 駐車場 30 分までごとに 250 円 (据置き)

一部の施設等を除き、区民外料金の額 (上限額) は、上記金額の 1.5 倍の額とする。

(2) 施行期日

平成29年4月1日

21 スポーツプラザ梅若条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

受益者負担の適正化を図るため、利用料金の額(上限額)を次のように改定するとともに、新たに区民外料金を設ける。

ア 貸切りの場合

区 分		利 用 料 金							
		午 前		午 後		夜 間		全 日	
体 育 館	平 日	4,400円	4,840円	5,300円	5,830円	8,000円	8,800円	15,700円	17,270円
	土曜日								
	日曜日 休日	5,300円	5,830円	6,300円	6,930円	9,500円	10,450円	21,000円	23,100円
会 議 室		1,700円	1,870円	2,000円	2,200円	2,000円	2,200円	5,700円	6,270円

イ 貸切りでない場合

区 分		単 位	利 用 料 金	
体 育 館	一 般	1回、2時間以内	160円	170円
	中学生以下		50円(据置き)	
ト レ ー ニ ン グ 室			220円	240円

ウ 付帯設備 1種、4時間以内につき 2,000円(据置き)
一部の施設等を除き、区民外料金の額(上限額)は、上記金額の1.5倍の額とする。

(2) 施行期日

平成29年4月1日

22 墨田区東墨田会館条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

受益者負担の適正化を図るため、使用料の額(上限額)を次のように改定するとともに、新たに区民外料金を設ける。

区 分	使 用 料		
講 習 室	1時間につき	250円	270円
設 備 ・ 器 具	1件、1回につき	200円	220円

区民外料金の額(上限額)は、上記金額の1.5倍の額とする。

(2) 施行期日

平成29年4月1日

23 すみだ産業会館条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

受益者負担の適正化を図るため、利用料金に新たに区民外料金を設ける。
利用料金の額は据え置き、一部の施設等を除き、区民外料金の額（上限額）は、当該利用料金の額の1.1倍の額とする。

(2) 施行期日

平成29年4月1日

24 すみだ中小企業センター条例を廃止する条例

(1) 廃止理由及び内容

区内中小企業に対する産業支援の在り方を見直し、新たな産業支援体制を構築することに伴い、すみだ中小企業センターを廃止する。

(2) 施行期日

平成29年4月1日

25 墨田区客引き行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由

安全で安心な生活環境をより一層確保するため、特に必要があると認める地区を重点地区に指定するとともに、当該地区において、執ような客引き行為に加えて通常の客引き行為、客待ち行為等を禁止するほか、所要の改正をする。

(2) 内容、施行期日等

別紙1のとおり

26 墨田区自転車の利用秩序及び自転車駐車場の整備に関する条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由

近年の自転車施策経費の増大及び自転車利用ニーズの変化に対応するため、自転車駐車場の利用に係る料金体系、放置自転車等に対する措置等を改めるほか、所要の規定整備をする。

(2) 内容、施行期日等

別紙2のとおり

27 墨田区立公園条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

受益者負担の適正化を図るため、有料施設の使用料の額（上限額）を次のように改定するとともに、新たに区民外料金を設ける。

種	別	単	位	区	分	使	用	料
---	---	---	---	---	---	---	---	---

庭 球 場	1面、1回、1時間以内	平日	950円	1,040円
		土曜日 日曜日 休日	1,050円	1,150円
弓 道 場	貸切りの場合、1回	午前	1,800円	1,980円
		午後	2,200円	2,420円
		夜間	3,900円	4,290円
		全日	6,100円	6,710円
	貸切りでない場合、1人、1回、4時間以内		300円	330円
野 球 場	1面、1回、2時間以内	平日	1,900円	2,090円
		土曜日 日曜日 休日	2,100円	2,310円
競 技 場	1回、2時間以内		3,400円	3,740円
球 技 場	1面、1回、2時間以内	平日	950円	1,040円
		土曜日 日曜日 休日	1,050円	1,150円
魚 つ り 場	1人、1回、2時間以内			30円(据置き)
自 動 車 駐 車 場	30分以内の場合、1台、1回	大型車 中型車		無料(据置き)
		その他の車両		無料(据置き)
	30分を超える場合、最初の30分を除き、1台、1回、30分までごとに	大型車 中型車		400円(据置き)
		その他の車両		100円(据置き)
旧 宅	1回、3時間30分以内		1,000円	1,100円

照明(庭球場) 1面、1時間以内につき 400円(据置き)
照明(野球場) 1面、2時間以内につき 4,500円(昼間の使用にあっては、3,000円)(据置き)
付属設備及び器具(弓道場) 1種、4時間以内につき 400円(据置き)

一部の施設等を除き、区民外料金の額(上限額)は、上記金額の1.5倍の額とする。

(2) 施行期日

平成29年4月1日

28 墨田区認定こども園条例

(1) 制定理由

小学校就学前の子どもに対する教育及び保育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を推進するため、墨田区認定こども園を設置する。

(2) 内容、施行期日等

別紙3のとおり

29 墨田区保育所条例の一部を改正する条例

(1) 改正理由及び内容

墨田区東あずま保育園の耐震化工事の実施に伴い、同園の位置を次のように仮園舎を設置する位置とする。

〔現在の位置〕墨田区立花一丁目27番6-101号

〔仮園舎の位置〕墨田区立花二丁目32番12号

〔仮園舎設置期間〕平成29年3月25日から墨田区規則で定める日まで

(2) 施行期日

平成29年3月25日

<契約>

1 旧西吾孺小学校及び旧曳舟中学校解体工事請負契約

(1) 位置 墨田区文花一丁目20番7号ほか

(2) 契約の方法 一般競争入札

(3) 契約金額 5億1,675万7,107円
(予定価格8億1,792万7,200円)

(4) 契約の相手方 木山興産株式会社

(5) 工期 契約締結の日の翌日から平成30年2月26日まで

(6) 支出科目等 平成28年度 墨田区一般会計 総務費 総務管理費
財産管理費 工事請負費
平成29年度 債務負担行為

2 旧鐘淵中学校解体工事請負契約

(1) 位置 墨田区堤通二丁目11番1号

(2) 契約の方法 一般競争入札

(3) 契約金額 3億6,720万円
(予定価格5億3,429万7,600円)

(4) 契約の相手方 木山興産株式会社

(5) 工期 契約締結の日の翌日から平成29年12月20日まで

(6) 支出科目等 平成28年度 墨田区一般会計 教育費 教育総務費
事務局費 工事請負費
平成29年度 債務負担行為

3 吾孺第二中学校既存校舎解体工事請負契約

(1) 位置 墨田区八広四丁目4番4号

(2) 契約の方法 一般競争入札

(3) 契約金額 1億4,580万円
(予定価格2億2,268万5,200円)

- (4) 契約の相手方 株式会社小林商店
- (5) 工 期 契約締結の日の翌日から平成29年7月31日まで
- (6) 支出科目等 平成28年度 墨田区一般会計 教育費 中学校費
学校施設建設費 工事請負費
平成29年度 債務負担行為

4 すみだ生涯学習センター本館外壁改修その他工事請負契約

- (1) 位 置 墨田区東向島二丁目38番7号
- (2) 契約の方法 一般競争入札
- (3) 契約金額 1億7,172万円
(予定価格1億9,400万400円)
- (4) 契約の相手方 東武谷内田建設株式会社
- (5) 工 期 契約締結の日の翌日から平成29年8月30日まで
- (6) 支出科目等 平成28年度 墨田区一般会計 教育費 生涯学習費
生涯学習センター費 工事請負費
平成29年度 債務負担行為

5 物品の買入れについて

- (1) 買入れの目的 吾孺第二中学校用
- (2) 品目及び数量 ベッド外11件
- (3) 契約金額 2,769万5,736円
- (4) 契約の相手方 総合商社ベンキョウドー株式会社
- (5) 支出科目 平成28年度 墨田区一般会計 教育費 中学校費
学校施設建設費 備品購入費

6 物品の買入れについて

- (1) 買入れの目的 吾孺第二中学校用
- (2) 品目及び数量 カウンター外13件
- (3) 契約金額 2,615万9,760円
- (4) 契約の相手方 株式会社多孝太郎商店
- (5) 支出科目 平成28年度 墨田区一般会計 教育費 中学校費
学校施設建設費 備品購入費

7 物品の買入れについて

- (1) 買入れの目的 吾孺第二中学校用
- (2) 品目及び数量 はかり外23件
- (3) 契約金額 3,113万1,000円
- (4) 契約の相手方 総合商社ベンキョウドー株式会社
- (5) 支出科目 平成28年度 墨田区一般会計 教育費 中学校費

学校施設建設費 備品購入費

その他

1 墨田区立緑図書館、墨田区立立花図書館及び墨田区立八広図書館の指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定により、墨田区立緑図書館、墨田区立立花図書館及び墨田区立八広図書館の指定管理者を次のとおり指定する。

(1) 施設の名称 墨田区立緑図書館、墨田区立立花図書館及び墨田区立八広図書館

(2) 指定管理者 すみだTRCグループ

(3) 指定期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

